

ご存知
ですか？

パートナーシップ 宣誓制度



佐野ブランドキャラクターさのまる©佐野市

ALLY (アライ) になろう

Ally(アライ)とは、性的マイノリティの方への理解を示し、支援する人をいいます。
誰もが自分らしく生きられる社会をつくるため、Ally(アライ)の存在はとても重要です！

Ally (アライ) になるために

- ・性別でくる表現を控える。(夫、妻、旦那様、奥様などの表現を配偶者の方、パートナーの方、お連れ合いの方などに変える)
- ・アウティングをしない。(本人の了解なく、性的マイノリティであることを他人に言いふらさない)
- ・6色のレインボーカラーのグッズを身につけることで、理解者であることを伝えられます。

佐野市では2022年9月より、パートナーシップ宣誓制度をスタートしました。

この制度は、性的マイノリティ(LGBT)当事者の関係を認めることで、その悩みや生きづらさの軽減につなげるとともに、お互いの人権を尊重し合い、共に生きることのできる社会の実現を目指しています。

栃木県との連携

栃木県との連携により、佐野市で宣誓された方も「とちぎパートナーシップ宣誓制度」のサービス(医療機関での家族同様の面会など)が利用できるほか、佐野市から栃木県内の他市町や茨城県、群馬県への転居時の手続きが簡素化されます。(栃木県は、茨城県、群馬県とパートナーシップ宣誓制度の連携協定を締結しています)

とちぎにじいろダイヤル

専門相談員が性的指向や性自認に関する相談をお受けします。

直通ダイヤル **028-665-8724**
相談受付日時 毎月第1・第3金曜日 17:30~19:30
※祝休日及び年末年始を除く

相談無料
秘密厳守



パートナーシップ
宣誓制度について
の詳細はこちら

佐野市市民生活部人権・男女共同参画課 TEL 0283-61-1140
栃木県佐野市田沼町974番地3 田沼行政センター 2階
FAX 0283-61-1142 Eメール jinkendanjyo@city.sano.lg.jp

佐野市パートナーシップ宣誓制度

佐野市パートナーシップ宣誓制度とは

一方または双方が性的マイノリティ（LGBT）の2人が、互いを人生のパートナーとし、相互に協力し、継続的に共同生活を行う対等な関係であることを市長に宣誓し、証明書を交付する制度です。

この制度は、婚姻制度と異なり、法律上の効果が生じるものではありませんが、お二人の思いを尊重するとともに、互いを人生のパートナーとして、自分らしく生き生きと生活されることを、佐野市として応援していく制度です。

宣誓をすることができる方

次の全ての項目を満たしていることが必要です。

- ①宣誓をする日に、2人とも民法に定める成年（18歳以上）に達していること。
- ②住所について次のいずれかに該当すること。
 - ・2人とも佐野市に住所がある。
 - ・1人は佐野市に住所があり、もう1人は14日以内に転入を予定している。
 - ・2人とも14日以内に転入を予定している。
- ③2人とも配偶者（事実上の婚姻と同様の関係を含む）がないこと。
- ④宣誓者以外の方とパートナーシップの関係がないこと。
- ⑤お二人の関係が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族）でないこと。ただし養子縁組をしている場合を除く。

宣誓手続きの流れ

①宣誓日の予約

宣誓希望日の7日前（土日・祝日・年末年始を除く）までに、電話、FAX または Eメールでご予約ください。



②パートナーシップの宣誓

予約した日時に、必ずお二人そろってお越しください。必要書類の確認と、本人確認を行い、宣誓書にご記入いただきます。



③宣誓証明書の交付

宣誓の要件が確認できたら、宣誓証明書と宣誓証明カードを交付します。

※宣誓証明書と、宣誓証明カードのサンプルは裏面の2次元バーコードからホームページ内の交付書類をご覧ください。



市民の皆様へ 本制度を導入し、市が性的マイノリティ（LGBT）当事者の関係を認めることにより、その悩みや生きづらさの軽減につなげるとともに、性的マイノリティ（LGBT）の方への市民の理解が深まることにより、市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し合い、共に生きることのできる社会の実現を目指しておりますので、ご理解・ご協力をお願いします。